

元の生活を返せ・いわき市民訴訟第34回口頭弁論レポート

1 はじめに

今回の期日では、4人の原告の尋問が行われました。

原告1人あたりの尋問時間は、原告代理人による主尋問が45分、被告東電と被告国の反対尋問をあわせて35分とされました。

2 各原告の発言内容について

① Kさん（男性）

3月の尋問のトップバッターは、小名浜生協病院を中心として、医療・介護のサービスを提供する浜通り医療生協の事務職員のKさんでした。

Kさんは、元々原発事故時の病院やいわき市の様子などに関して講演を行うなどの経験があり、人前に出ることにに関して緊張はしない方でしたので、尋問の際の受け答えも大変落ち着いており、理論整然と答えてくださっていました。

Kさんの尋問では、原発事故によるご自身の恐怖や不安はもちろんのこと、小名浜生協病院の事故による危機的状況と、それへの対応の大変さ、入院している病院の患者さんを残してはいけなかったことから、妻子と離れ離れに暮らさなければならなかったことを中心にお聞きしました。他にも、事故による出身差別などが将来子供に生じないかという不安、様々な生活上の制限、地域の軋轢の存在など多種多様な損害をお話しいただきました。

印象的だったのは、妻子が平成23年3月15日に石川県に避難し、Kさんは病院のためにいわき市に残ることを決断する際の気持ちを聞いたときに、当時の辛さ・不安・恐怖を思い出してか、涙で言葉を詰まらせ、噛みしめるように言葉を紡いでいた場面です。

Kさんの尋問中にはそのような涙を流される場面がいくつもありました。尋問の練習ではなかったことでした。

裁判官が一番心を動かされるのは、心からの言葉であると、ある裁判官出身の現在弁護士をやられている先生からお聞きしたことがあります。

Kさんは心からの言葉を話したからこそ、あそこで涙を流されたのだと思います。その思いはきっと裁判官に届いて、必ずやいい判決を呼び寄せることでしょう。

私にとっても印象深い尋問になりました。Kさんお疲れ様でした！！

② S.Yさん（女性）

S.Yさんは、いわき市で生まれ育ち、いわき市の自然の恵みを楽しんで生きてきました。

子供頃は、河原でBBQをしたり、勿来海水浴場に遊びに行ったり、自宅の家庭菜園の野菜をもいで食べたりと、自然の中で成長してきました。原発事故前は、全く同じ環境で、娘2人を育てていました。娘たちも外で元気いっぱい遊ぶことが大好きで、ご自分の幼少期と同じように育てられると思っていました。

ところが、原発事故によって、祖母、父、2人の娘、弟の家庭、親戚の計9人で、東白川郡での避難生活を余儀なくされました。

避難先では、狭い旅館一室に8人で生活をしていたので、ストレスが溜まり、喧嘩をするように議論をすることが頻繁にありました。子供たちも、そのようなストレスを持った大人の雰囲気を感じ取って、段々とヒステリックになっていきました。外で遊ぶことが好きだった子供たちは、遊べないことでストレスを溜め、「どうして外で遊んじゃいけないの」と聞いてきたりしました。

いわき市に戻ってからも、数々の行動を制限せざるを得ませんでした。まず、水道の水を飲むことは危険なので、ウォーターサーバーを購入しました。福島県産の食物は購入しないようになり、周りの住民たちも畑で野菜を作らなくなりました。

保育園や学校では、産地が不明の食物を使った給食を出しているため、皆それらを食べなくなり、お弁当を持たせるようになりました。また、水道水を飲ませるわけにはいかないため、今でも毎日水筒を持たせています。

ほとんどの子供が外で遊ぶこともなくなり、皆、家の中で遊んでいます。かつて自由に行っていた川遊びも、海水浴も、今は全くなくなりました。近所の農家からもらった野菜を食べることもありません。

Sさんは、自分が小さい時に行っていた自然の中での遊び、自然の中での生活を、自分の子供たちに味わわせてあげられなくなったことについて、大変大きな苦しみを抱えています。また、子供は、2人とも女の子なので、将来、結婚をするときや出産をするときに、何らかの差別を受けないか非常に心配で、そのようなことを考えるたびに、「産んでしまっごめんなさい」という感情に襲われています。

Sさんは、最後に、いわき市がこれほどまでに汚染されたことで、もはや自慢できるふるさとではないと考えるようになり、自分の人生が否定されているようだ、と表現しました。そして、このような思いをする人が二度と出てこないでほしい、といわき市民の悲しみを代弁しました。

③ S. A (女性)

S. Aさんは、2018年3月まで小学校の教師をされ、事故当時は教職員組合の専従職員をされていました。そのため、「自身の被害」と「小学校の被害」の二点について話してもらいました。

「自身の被害」について、Sさんは、事故当時、85歳の義母と22歳の娘と生活していました。Sさんは、放射能について多少の知識があったため、1号機や3号機の爆

発の映像から、広島長崎の原爆などを連想し、白血病等の恐怖を強く感じ、直ぐ避難したかったものの、ガソリンがないため避難ができなませんでした。約1週間ほとんど外に出ずに自宅で籠城生活をしていました。息子が迎えに来てくれたため、避難することができましたが、Sさんは仕事のため、やむなく1週間ほどでいわき市に戻ってきました。

Sさんの自宅はいわき市の中心地から5kmほどしか離れていないにも関わらず、平成26年時点でも、約 $1\mu\text{Sv/h}$ （地面から1cm）もの線量が出ていました。しかし、汚染土を自宅敷地内で保管しなければならないため、除染を行えませんでした。そのため、庭が汚染された状態はその後も続き、ほとんど庭に出ない生活となりました。

「小学校の被害」について、Sさんは、事故当時、いわき市の教職員組合の専従職員をし、2013年からは小学校の教員に復帰していました。

いわき市の教育委員会は、事故直後の3月29日に突然、4月6日からの学校再開を発表しました。原発事故は収束せず、放射能への不安も大きい中、教員や保護者は反発しましたが、子どものことを考え、やむなく従いました。その学校再開に間に合わせるために、やむなく多くの保護者は、避難を中止して、いわき市に戻ってきました。

その後の小学校での放射能対策は、線量が低いから対策をしないというものではなく、子どもの健康や安心のため最大限慎重に対策を行っていました。

たとえば、Sさんが2013年4月から教員として復帰した小学校では、2017年までプールサイドでの線量測定を行い、また田植・稲刈り等の直接土に触れあう活動は2015年度までは中止し、事故後5年が経過した2016年度にやっと再開できました。

このような測定では、確かに高線量は測定されませんでした。しかし、子どもが素足や素手で触れる活動のため、市教育委員会の指導もあり、教師自身の不安や保護者の不安のため、線量を図って確認をしていました。ここには、いわき市における潜在的な放射能に対する不安が存在しました。

線量は気にしつつも、それがたとえ低いとしても、市民が安心することには必ずしも直結しないこと、などのいわき市の実態を説明いただきました。

④ K.Mさん（女性）

Kさんは、原発事故によって、4人のお子さんと一緒に山梨県での避難生活を余儀なくされました。

Kさんは、事故時、さくらんぼ保育園の姉妹園である好間保育所に勤務する保育士でした。

好間保育所では、自然との関わりを重視し、自然との関わりの中で子どもの心身の成長を育んでいくという確固たる教育方針をもっていました。自然に直接触れさせることで子ども達の感性を豊かに育てるという方針でした。

具体的には、園庭で遊ぶ際にも冬以外は裸足で過ごさせ、散歩の際には山に入って山菜や木の実を採ってきたり、タケノコを掘ったりして、子ども達が自然と精一杯触れあえる時間を過ごすことを何より大切にしてきました。

ところが、原発事故後はこうした保育園での生活は一変してしまいました。

保育園では、園児を放射線被ばくから守るために、水道水は使わずに給食に使う水を購入したり、食材もわざわざ県外から取り寄せるなどしており、こうしたことが事故後2年から3年くらい続きました。

そして、あれほど自然との関わりを大切にしていた保育園が、事故後は約1年半園庭で子ども達を遊ばせることができず、散歩も再開したのは原発事故から2～3年後のことでした。その間は、やむなく運動会を室内で開催したり、子ども達が運動不足にならないように、室内に障害物を置いて子どもに体力を使わせるなど、様々な工夫をしてきました。

また、園庭での遊びや散歩を復活させた後も、従来と同じ所に散歩に行くことはとてもできず、先生方がいつも線量計を持ち歩いて、計測しながらお散歩をしています。自然に触れることが大好きだった子ども達に、「ここは触っては駄目」「水たまりに入っては駄目」などと注意せざるを得なくなってしまいました。

先生達は、子ども達に自然に触れさせてあげたいという気持ちと、子ども達を放射線被ばくから守らなければならないという思いで、日々葛藤にさいなまれています。

Kさんは、こうした状況について、原発事故さえなければ、子ども達に思う存分自然にふれさせてあげて、感動を味わわせてあげることができたのに、それができないことが大変に切ない気持ちだったと証言しました。

3 次回以降の日程と時間

次回以降の日程について、次のように決まっています。5月の期日以外は、今回の期日と同じように、原告4人ずつの尋問を予定しています。

5月8日（水）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

※ただし、裁判官の交代に伴う更新弁論をはじめに行い、その後に原告本人尋問を行うため、原告尋問予定者は3名となります。

7月23日（火）

午前9時50分から午後4時45分頃まで

9月10日(火)

午前9時50分から午後4時45分頃まで

11月20日(水)

午前9時50分から午後4時45分頃まで

以上